2027年国際園芸博覧会 花·緑出展(自治体)【屋外出展】 質問回答票

| 回答日 | 公募要領 ページ・項目番号 | 質問事項 | 回答 |
|-------|-----------------------------|---|--|
| 4月24日 | 参加申込書 | 出展内容についてはどの程度具体的に記入すればよいか。 また、建築物、出展区画内でのPR活動、催事の実施意向の有無について、申し込み後、変更が生じても差し支えないか。 出展に向けて調整中であるが、テーマ及び出展内容については、関係機関・団体の意見を伺いまとめたうえで決定したく、早計に決めかねるもの。 | 参加申込書のうち「(1)出展内容について」は、出展に係る審査の他、会場全体の調和を図るため各出展の配置の検討等に活用する予定です。このため、出展全体のコンセプトの他、庭園の形式(例:枯山水、露地)や想定する工作物などどのようなテーマの庭園を想定しているのかがわかるよう可能な範囲でご記載 |
| 4月25日 | 募集要項 12ページ 2-5 建築物の条件 | 屋外出展にあたり、避暑対策として四阿などの建築物を設置する場合、計画通知は必要になるか。 | 屋根部分の形状等により、建築基準法における建築物と扱われた場合、計画通知が必要となる可能性があります。 具体の計画を行い事前相談が必要です。 |
| 5月9日 | 全般 | 今回の国際園芸博覧会に出展することで、自治体として具体的なメリットはどういったことがありますでしょうか。 | 当協会では、ご出展いただく上での自治体様にとってのメリットとして、各自治体の観光名所を花き類等で表現した出展により、来場者(約1,000万人を想定)に対して、各自治体が有するの魅力をPRし、観光誘客、企業誘致、またそれらを通じた地域経済活性化や地方創生等につなげることができるものと考えています。 |